

II 需給調整・価格安定対策

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 砂糖調整基準価格、指定糖調整率及び二次調整金

令和元砂糖年度に適用される価格調整法第3条第1項の砂糖調整基準価格、同法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、令和元年9月30日に次のように告示された。

○砂糖調整基準価格 1,000キログラムにつき153,200円（153,200円）

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,613円（25,613円）

注：（ ）内は平成30砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表49のとおり告示された。

平均輸入価格

適用期間の初日前10日から遡って過去90日間のNY粗糖先物価格(NY11)の平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	-----------------------------------	---	--------

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて表49のとおり3か月ごとに算定された。

(エ) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、表49のとおり告示された。

なお、平成30年12月30日から従来の異性化糖軽減額に加え、加糖調製品軽減額も設定された。

・適用期間 平成31年4月1日から6月30日まで

異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（平成31年3月28日告示）

加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円（平成31年3月28日告示）

・適用期間 令和元年7月1日から9月30日まで

異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（令和元年6月27日告示）

- 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円 (令和元年6月27日告示)
- ・適用期間 令和元年10月1日から12月31日まで
 - 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和元年9月27日告示)
 - 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円 (令和元年9月27日告示)
- ・適用期間 令和2年1月1日から3月31日まで
 - 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和元年12月26日告示)
 - 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円 (令和元年12月26日告示)

表49 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位:円/トン)

区分		NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
年	四半期							
平成31年	4～6月	12.67	31,039	42,920	40,804	3,400	37,404	80,324
令和元年	7～9月	12.28	30,097	41,790	41,222	3,400	37,822	79,612
	10～12月	11.68	27,918	39,300	42,143	3,400	38,743	78,043
令和2年	1～3月	12.67	30,599	42,070	41,118	3,400	37,718	79,788

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、平成31年4月～令和2年3月（平成30・令和元砂糖年度）は25,613円が二次調整金分として加算される。

イ 輸入指定糖売買業務の実績

(ア) 概要

令和元事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた。

a 粗糖

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比54.0%減の15万5420トン（255件）、売買差額は同56.7%減の64億1512万5千円、条件付きのものの売買契約数量は同43.8%減の3812トン（62件）であった。

b 高糖度原料糖

高糖度原料糖（糖度が98.5度以上99.3度未満の粗糖以外の原料糖をいう。）の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比20.0%増の97万9279トン（550件）、売買差額は同6.9%増の374億6959万9千円であった。また、平成30年12月30日からの糖価調整制度の改正により、条件付きのものの売買に高糖度原料糖が追加されたが、契約数量は3273トン（86件）であった。

c 粗糖・高糖度原料糖以外

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比7.2%増の1万6978トン（1702件）、売買差額は同7.0%増の5億5346万9千円、条件付きのものの売買契約数量は同5.3%増の2167トン（12件）であった。

(イ) 売買契約実績

a 粗糖

(単位：キログラム、円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額 (調整金)
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	
平成31年4月	36	26,607,209	8	424,783	28	26,182,426	979,327,459
令和元年5月	32	14,556,189	6	133,460	26	14,422,729	539,467,753
6月	23	10,423,755	3	92,892	20	10,330,863	517,404,672
7月	26	12,089,760	7	495,501	19	11,594,259	438,681,033
8月	22	12,474,649	6	277,854	16	12,196,795	461,307,182
9月	29	21,324,953	3	350,287	26	20,974,666	1,024,476,830
10月	24	5,671,046	4	271,256	20	5,399,790	209,219,030
11月	28	9,756,493	7	415,507	21	9,340,986	362,066,629
12月	28	18,868,621	2	259,469	26	18,609,152	888,282,806
令和2年1月	24	9,502,219	8	325,756	16	9,176,463	346,131,835
2月	22	9,778,185	5	356,729	17	9,421,456	355,510,194
3月	23	8,178,441	3	408,322	20	7,770,119	293,249,958
合 計	317	159,231,520	62	3,811,816	255	155,419,704	6,415,125,381

b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額 (調整金)
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	
平成31年4月	42	68,593,998	7	288,284	35	68,305,714	2,452,448,357
令和元年5月	41	84,662,185	3	71,379	38	84,590,806	3,114,718,722
6月	69	90,257,191	8	327,319	61	89,929,872	3,633,576,117
7月	72	124,418,898	12	376,581	60	124,042,317	4,505,465,039
8月	36	54,641,967	4	46,097	32	54,595,870	1,997,612,638
9月	71	105,456,991	8	357,544	63	105,099,447	4,391,336,866
10月	50	99,003,731	7	342,507	43	98,661,224	3,674,439,961
11月	54	104,916,795	11	328,107	43	104,588,688	3,895,196,499
12月	71	97,947,463	5	311,989	66	97,635,474	4,178,168,849
令和2年1月	45	57,833,414	5	118,081	40	57,715,333	2,090,333,930
2月	41	44,346,451	13	621,368	28	43,725,083	1,645,333,035
3月	44	50,472,376	3	83,444	41	50,388,932	1,890,969,169
合 計	636	982,551,460	86	3,272,700	550	979,278,760	37,469,599,182

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位:キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成31年 4月	158	1,077,688	1	216,594	157	861,094	29,811,601
令和元年 5月	159	1,588,523	0	0	159	1,588,523	48,126,548
6月	128	2,011,310	1	216,900	127	1,794,410	59,558,170
7月	158	2,334,739	2	433,152	156	1,901,587	59,741,077
8月	153	1,612,929	1	216,594	152	1,396,335	48,354,680
9月	119	1,637,410	3	432,951	116	1,204,459	42,206,277
10月	154	1,196,704	0	0	154	1,196,704	36,650,828
11月	159	1,166,088	0	0	159	1,166,088	39,796,464
12月	120	1,420,457	1	216,846	119	1,203,611	40,906,791
令和2年 1月	117	994,459	0	0	117	994,459	30,425,896
2月	127	2,365,552	3	433,995	124	1,931,557	58,670,047
3月	162	1,738,870	0	0	162	1,738,870	59,220,686
合 計	1,714	19,144,729	12	2,167,032	1,702	16,977,697	553,469,065

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(令和元砂糖年度については22者。平成30砂糖年度については、前事業年度に登録した23者が入札参加資格者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札され、再入札は行われなかった(表50)。

なお、令和元砂糖年度から入札制度が変更となり、これまで四半期に一回入札を開催していたが、四半期に二回を上限として開催できるよう要領を改正した。

表50 輸入指定糖の入札結果

区分 単位	上場数量 トン	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格		
									最高 円/トン	最低 円/トン	平均 円/トン
平成30砂糖年度											
4-6月期(第3回) 31年 4月17日	22,500	19	63,450	2.8	19	22,500	0	100.0	25,612	25,612	25,612
7-9月期(第4回) 元年 7月17日	22,200	19	62,604	2.8	19	22,200	0	100.0	25,612	25,612	25,612
令和元砂糖年度											
10-12月期(第1回) 元年10月16日	5,000	15	26,636	5.3	10	5,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612
10-12月期(第2回) 元年11月20日	5,000	17	31,666	6.3	13	5,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612

注1:不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
 注2:落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。
 注3:令和元砂糖年度1-3月期は入札を実施しなかった。

2 加糖調製品に関する業務

(1) 輸入加糖調製品糖各種指標

ア 加糖調製品糖調整基準価格及び加糖調製品糖調整率

令和元砂糖年度に適用される価格調整法第18条の2第1項の農林水産大臣が定める額（加糖調製品糖調整基準価格）及び同法第18条の6第1項の農林水産大臣の定める率（加糖調製品糖調整率）は、令和元年9月13日に次のように告示された。

- 加糖調製品糖調整基準価格 1,000キログラムにつき312,038円
- 加糖調製品糖調整率 100分の30.30

イ 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入加糖調製品に係る機構買入価格は、価格調整法第18条の4に基づき輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とされており、加糖調製品糖平均輸入価格は、同法第18条の3及び価格調整法施行令第24条の8並びに第24条の9の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

ウ 加糖調製品糖標準価格

加糖調製品糖標準価格は、価格調整法第18条の2第1項第2号の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法第9条第1項第1号に定める算式によって、加糖調製品糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

表51 加糖調製品糖の平均輸入価格等の推移

(単位：円/トン)

区 分		平均輸入 価格	加糖調製品 糖標準価格
平成31年	4～6月	114,628	196,249
令和元年	7～9月	111,382	195,118
	10～12月	106,966	192,810
令和2年	1～3月	111,744	195,579

注：輸入加糖調製品の売戻価格及び調整金（売買差額）は、売買ごとの単価が異なるため表示しない。

(2) 輸入加糖調製品売買業務の実績

ア 概要

令和元事業年度においては、全期間で平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第18条の2の規定に基づき売買が行われた。

輸入加糖調製品の売買契約数量は48万2835トン、売買差額は62億342万円であった。

イ 売買契約実績

(単位：キログラム、円)

区分 年月	数量	売買差額
平成31年4月	43,931,181	611,049,064
令和元年5月	39,817,891	519,188,775
6月	36,168,819	449,163,152
7月	47,328,671	576,203,583
8月	41,651,957	515,714,812
9月	34,658,090	430,652,840
10月	48,272,699	593,115,428
11月	41,692,009	584,546,606
12月	39,437,017	535,599,672
令和2年1月	36,224,913	452,490,063
2月	31,759,580	379,159,898
3月	41,892,456	556,536,575
合計	482,835,283	6,203,420,468

3 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

令和元砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、令和元年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき189,076円（177,854円）
- ・異性化糖調整率 100分の17.13（100分の16.34）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき2,351円（1,824円）

注：（ ）内は平成30砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

表52 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度・期間		区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
令和元事業年度	平成30砂糖年度	平成31年4～6月	127,159	—	—	109,080
		令和元年7～9月	127,624	—	—	108,464
	令和元砂糖年度	10～12月	127,991	—	—	112,936
		令和2年1～3月	128,099	—	—	114,620

注1：価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

注2：令和元事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。

注3：法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。

平成31年4月～令和元年9月…1,824円、令和元年10月～令和2年3月…2,351円

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸入申告

の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、令和元事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

(2) 異性化糖売買業務の実績

令和元事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。

4 輸入指定でん粉等に関する業務

(1) 指定でん粉等売買業務

ア 指定でん粉等各種指標

(ア) でん粉調整基準価格及び指定でん粉等調整率

令和元でん粉年度に適用される価格調整法第26条第1項のでん粉調整基準価格及び同法第31条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定でん粉等調整率）は、令和元年9月30日に次のように告示された。

○ でん粉調整基準価格 1,000キログラムにつき 161,010円（156,900円）

○ 指定でん粉等調整率 100分の4.354（100分の4.466）

注：（ ）内は平成30でん粉年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第29条に基づき、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉である場合には、輸入申告の時に適用される平均輸入価格と、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合には、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格を価格調整法施行令第41条の規定に基づきでん粉原料用輸入農産物に換算した価格とされている。平均輸入価格は、同法第28条並びに同令第39条及び第40条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表53のとおり告示された。

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第31条第1項により、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉である場合には、でん粉調整基準価格とその輸入に係る指定でん粉の機構買入価格（＝その輸入申告の時に適用される平均輸入価格）をもとに、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合には、でん粉調整基準価格を価格調整法施行令第43条の規定に基づきでん粉原料用輸入農産物の価格に換算した価格とそのでん粉原料用輸入農産物の機構買入価格をもとに、それぞれ指定でん粉等調整率を用いて表53のとおり3か月ごとに算定された。

表53 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格、
でん粉の売戻価格及び売買差額の推移

(単位:円/トン)

年度		区 分 期 間	平均輸入価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)
令和元事業年度	平成30 でん粉 年度	平成31年4～6月	61,280	65,550	4,270
		令和元年7～9月	61,750	65,999	4,249
	令和元 でん粉 年度	10～12月	62,820	67,095	4,275
		令和2年1～3月	62,940	67,210	4,270

イ 輸入指定でん粉等の売買業務の実績

(ア) 概要

令和元事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格がでん粉調整基準価格を下回ったため、価格調整法第27条の規定に基づき売買が行われた。

a どうもろこし

どうもろこしの売買契約数量は前年度比1.1%減の337万3821トン(1113件)、売買差額は同9.9%減の97億8763万9千円であった。

b でん粉

でん粉の売買契約数量は、糖化用でん粉が前年度比1.1%増の8万3934トン(192件)、化工でん粉用でん粉が同17.7%増の5万7038トン(278件)で、合計は同7.2%増の14万972トン(470件)であった。また、売買差額は、糖化用でん粉と化工でん粉用でん粉を合わせて同1.4%減の6億133万4千円であった。

(イ) 売買契約実績

a とうもろこし（でん粉原料用輸入農産物）

(単位：キログラム、円)			
区分 年月	件数	数量	売買差額 (調整金)
平成31年 4月	100	265,161,239	770,028,238
令和元年 5月	91	351,001,470	1,019,308,268
6月	90	318,640,452	925,331,873
7月	90	272,135,495	786,471,579
8月	80	232,962,038	673,260,290
9月	140	357,386,190	1,032,846,090
10月	81	208,728,051	606,772,445
11月	83	299,586,716	870,898,584
12月	66	204,397,171	594,182,577
令和2年 1月	88	245,212,432	712,096,904
2月	90	279,488,975	811,635,984
3月	114	339,120,413	984,805,684
合計	1,113	3,373,820,642	9,787,638,516

b でん粉

(単位：キログラム、円)							
区分 年月	糖化用でん粉		化工でん粉用でん粉		でん粉合計		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	売買差額 (調整金)
平成31年 4月	10	4,877,000	9	2,799,000	19	7,676,000	32,776,520
令和元年 5月	16	7,568,000	25	5,071,000	41	12,639,000	53,968,530
6月	20	9,411,000	19	5,293,000	39	14,704,000	62,786,080
7月	20	8,776,000	27	5,375,000	47	14,151,000	60,127,599
8月	14	6,090,000	34	7,069,600	48	13,159,600	55,915,140
9月	12	5,240,000	27	5,038,400	39	10,278,400	43,672,921
10月	17	7,814,000	18	6,971,000	35	14,785,000	63,205,875
11月	16	6,896,000	13	2,360,800	29	9,256,800	39,572,820
12月	15	7,219,000	21	3,530,100	36	10,749,100	45,952,402
令和2年 1月	14	5,270,000	24	5,595,000	38	10,865,000	46,393,550
2月	16	6,732,000	29	4,426,400	45	11,158,400	47,646,368
3月	22	8,041,000	32	3,508,400	54	11,549,400	49,315,938
合計	192	83,934,000	278	57,037,700	470	140,971,700	601,333,743